松戸市老人福祉施設等整備事業者選考委員会条例の制定について

松戸市老人福祉施設等整備事業者選考委員会条例を別紙のように定める。 平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

老人福祉施設等の整備事業者の選考等に当たり、市長の附属機関を設置するため。

松戸市老人福祉施設等整備事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定 に基づき、松戸市老人福祉施設等整備事業者選考委員会(以下「委員会」と いう。) を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、老人福祉施設等整備事業者の選考等に関し、市長の諮問に 応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 老人福祉施設等整備事業者の選考基準の策定に関する事項
 - (2) 老人福祉施設等整備事業者となろうとする者の審査に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 本市の職員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また、同様とする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを 定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた ときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を 求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事 項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市 条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市老人福祉施設等整備事業者選考 │日額 8,500円 委員会委員